

障害者の自立生活をめぐる 制度の過去、そして現在

東京家政大学
田中恵美子

自己紹介

- ・東京家政大学 人文学部 教員
- ・20年近く前に仕事で障害のある人たちと出会い、大学に入りなおして障害者福祉を学ぶ。
- ・学生生活の中で障害者の自立生活、障害学と出会う。
- ・現在は知的障害のある人の結婚・子育て支援、自立生活の多様性（重度知的障害者、重症心身障害者の自立生活）について研究を進めている。

「そんな夜更けにバナナかよ」のころ

- 2000年～2002年 ...措置制度のころ
サービスは行政責任において提供される
選択の余地はない
- 2003年 支援費制度 契約制度
- 2006年 障害者自立支援法
- 2013年 障害者総合支援法
自己選択(自己責任)、成年後見

「選択の余地」はなかった？

- ・「選択の余地」=行政に提供されたサービスをただ受け取るだけでなく、自分たちで必要なサービスを作り出し、自分たちのサービスを選ぶこと

→介護人派遣事業

新田勲(1940-2013)



- 2歳の時の百日咳が原因で脳性まひとなつた。
- 7人兄弟のうち勲と絹子の二人が脳性まひであった。
- 二人は兄弟の結婚を機に府中療育センターに入所
- その後府中療育センター闘争を経て、それぞれ施設を退所。自立生活を開始する。

介護人派遣事業

- 1974年 東京都において設立
- 当初の派遣対象は「重度脳性マヒ」に限定
- 月4回以内、1回は1日を単位
他にも条件があり、かなり限定的なサービス提供となった
しかし
- 介護人の指定は障害者自身に
- サービス内容は「屋外への手引きとその準備」=ある程度何でもOK
→ 選択の余地は最初からあった

ホームヘルプサービス

老人家庭奉仕員制度開始	1962年
心身障害者(児)家庭奉仕員 派遣事業開始	1966年
(国)身体障害者家庭奉仕員派遣制度	1967年
(国)心身障害児家庭奉仕員派遣事業 予算化	1970年
→家庭奉仕員制度の改正(登録可) 選択化	1974年
家庭奉仕員派遣事業運営要綱改正 (委託先の拡大、サービス内容充実)	1982年
厚生省 自薦登録について言及	1987年
	1989年
	1993年
	1994年

介護人派遣事業 (東京都)

東京都身体障害者(脳性麻痺者)介護人
派遣事業 [重度脳性麻痺者介護人派遣
事業]
全身性障害者介護人派遣事業[家族介
護を12回] ←
対象の拡大
他人介護毎日派遣を実現

1997年 ホームヘルプ事業に導入



2003年 支援費制度導入

重度訪問介護

- ・重度肢体不自由者 + 重度知的障害及び精神障害(強度行動障害)者を対象
- ・医療的ケアも特定の人に対して提供できる
- ・入院時に病院でも支援が可能

⇒重度知的障害者の自立生活が可能に

- ・<https://michikusa-movie.com/>

⇒重症心身障害者の自立生活の模索

- ・<http://ayuchan.jp/>

これから

- 条件はある程度整ってきている

⇒なぜ進まない？まず知ってもらおう！

<https://jirituseikatu.jimdo.com/>

- 相模原事件のような「障害者の生」を認めない価値（優生思想）の流布

⇒「共生」とは自分と実際に関わらない時に目指されるきれいごと？

- 制度が整っているからこそ、「家という名の施設」

⇒「社会の一員として生きる」ことを実現するにはどうしたらいの？